

新型コロナウイルス感染症の影響等による国民健康保険税の減免フローチャート（令和4年度分）

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った
 ※「重篤な傷病」の基準 … 1か月以上の治療を必要とされたとき

はい

いいえ

世帯にかかる国民健康保険税額のうち、対象期間の全額が免除となります

減免申請書に必要事項を記入し、①に該当することを証する書類の写しを添付してご提出ください

【書類の例】
 死亡診断書、医師の診断書、入院勧告書、
 医師の届出に基づく通知書 等

特例対象被保険者(非自発的
 失業者)に対する軽減を受け
 る、又は受けている

いいえ

はい

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年分の
 事業収入等〔事業（営業・農業）収入、不動産収入、山林収入、給与収入〕
 のいずれかが令和3年分と比べ30%以上減少する見込みであるとき

いいえ

この制度による減免の
 対象外です

はい

②' 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年分の
 事業収入等〔事業（営業・農業）収入、不動産収入、山林収入〕のいずれかが
 令和3年分と比べ30%以上減少する見込みであるとき ※給与収入は対象外

はい

いいえ

③ 以下の条件のいずれにも該当するとき
 (1) 主たる生計維持者の令和3年の所得金額等の合計額が1,000万円以下
 (2) ②又は②'に該当する事業所得等以外の所得の合計が400万円以下

いいえ

この制度による減免の
 対象外です

はい

④ 「対象保険税額」を計算する (A × B / C)
 A：当該世帯の被保険者全員について算定した令和4年度分の国民健康保険税額
 (令和5年3月31日までの納期限のもの)
 B：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（当該事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
 C：主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者の令和3年分の所得金額等の合計額
 (非自発失業者に対する国民健康保険税の軽減を受けている場合は、制度を適用した後の給与所得を用いた所得金額等の合計額)
 ※B又はC、あるいはその両方が0円以下である場合は、減免の対象外となります

⑤ 減免額を計算する
 (④で計算した対象保険税額に減免割合 d を乗じた額)

主たる生計維持者の令和3年分の 所得金額等の合計額	減免割合 d
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合、表内の減免割合にかかわらず、対象保険税額の全額が免除となります

減免申請書に必要事項を記入し、令和4年分事業収入等収入見込み額申告書に②～④に該当することを証する書類の写しを添付してご提出ください

【書類の例】
 帳簿、給与明細、保険契約書、廃業等届出書、離職票等